

大井田地区振興会規約

(名称)

第1条 本会は、大井田地区振興会と称し、事務局を大井田コミュニティセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、地区住民の連携と協調及び協働を進め、大井田地区の振興を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、大井田地区住民を会員とする。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の安心、安全、防災等に関すること。
- (2) 地区の産業、教育、文化、体育、福祉等の振興に関すること。
- (3) 地区の道路、河川等の整備促進に関すること。
- (4) 地区の公園等環境整備に関すること。
- (5) 地区の要望等の取りまとめ、請願、陳情等に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと。

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員選出等)

第6条 会長及び副会長は、常任委員会で推薦し、総会の承認を得る。

2 常任委員は、地区総代及び町内会長（町内会長を置かない町内にあつては市政事務協力員）並びに中条公民館大井田分館、地区消防団、大井田青少年育成協議会、大井田地区交通安全協会、大井田地区体育協会、大井田青年の会、大井田地区防犯協会、大井田保育園、南新田町青年会の代表者並びに地域サロンのひまわり会、さくら会、よらね会及び笑栄会の代表者とする。

3 監事は、総会において選出する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 他の役職をもつての常任委員は、その役職の任期中とする。

3 役員に欠員が生じたときは後任を選出するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期満了後も、後任者が就任するまでその職務を行う。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指定した順序によりその職務を代理するとともに、本会の会計、事務局等の職務を分担する。
- (3) 常任委員は、常任委員会に出席し、本会の事業を推進する。
- (4) 監事は、本会の会務、会計を監査し、総会で報告する。

(役員の報酬)

第9条 役員には、報酬を支給することができる。また、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、常任委員会の承認を得て会長が委嘱する。

(代議員)

第 11 条 代議員は各町内選出とし、各町内の代議員数は前年度の全納又は後期の会費納入世帯数に 0.08 を乗じて得た数（小数点以下は四捨五入とする。）とする。

2 代議員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

3 代議員に欠員が生じたときは後任を選任するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

（総会）

第 12 条 総会はすべての代議員で構成し、本会の最高議決機関とする。

2 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が招集する。

3 定期総会は年 2 回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき又は代議員の 2 分の 1 以上の請求があったときに開催する。

4 総会は、代議員の過半数の出席（委任状提出者を含む。）で成立し、出席者の過半数の賛否をもって決するものとし、賛否同数のときは議長が決するものとする。

5 総会の議長は、その都度出席代議員の互選とする。

6 この規約の他の条項に規定するもののほか、次の事項は、総会の議決又は承認を得なければならない。

（1）規約の改正

（2）会費の額及び徴収方法

（3）事業報告及び決算

（4）事業計画及び予算

（5）財産の処分

（6）物品の借り入れ契約及び役務の提供を受ける契約以外の年度を超えて債務を負担する契約の締結

（7）その他常任委員会が必要と認めた事項及び代議員会が決議した事項

（常任委員会）

第 13 条 常任委員会は、すべての常任委員で構成する。

2 常任委員会は、会長が随時招集する。

3 常任委員会は、常任委員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛否をもって決するものとし、可否同数のときは議長が決するものとする。

4 常任委員会の議長は、その都度出席常任委員の互選とする。

5 この規約の他の条項に規定するもののほか、次の事項は、常任委員会の承認を得なければならない。

（1）総会の議決又は承認を得るべき事項

（2）その他会長が必要と認めた事項

（委員会及び部会の設置）

第 14 条 本会は、第 4 条に掲げる事業を推進するため、委員会及び部会を設置することができる。

2 委員会の委員及び部会の部員は、常任委員会の同意を得て会長が委嘱する。

（経費）

第 15 条 本会の経費は、会費、市交付金その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月末日に終わる。

（その他）

第 17 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

1. この規約は、令和 6 年 4 月 21 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

2. 令和 6 年度の会計年度については、第 16 条の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 1 日に始まり、令和 7 年 3 月 31 日に終わるものとする。